

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「但馬の未来を拓く新“とよおか”交流路計画」

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県

豊岡市

3 地域再生計画の区域

豊岡市の全域

4 地域再生計画の目標

新豊岡市は、平成17年4月1日に旧豊岡市、旧城崎郡の城崎町、竹野町、日高町、旧出石郡の出石町、但東町の1市5町が合併して誕生した。兵庫県の最北部に位置し、北は日本海に臨み東は京都府に接している。冬期に積雪が多い日本海側気候で、豊かな流れの円山川、城崎温泉をはじめとする温泉、資源豊富な日本海など自然環境に恵まれている。合併により人口は約9万3千人となって北近畿では最大級となったが、高齢化率が高く人口も減少しており過疎化傾向にある。

交通網は、鉄道では山陰線、道路では南北に国道312号線、日本海沿いに国道178号線が延び、京阪神などの都市圏とも結ばれている。また、近年「コウノトリ但馬空港」が開港、美方郡香美町とを結ぶ国道482号線に蘇武トンネルが開通したほか、北近畿豊岡自動車道や鳥取豊岡宮津自動車道の整備も進んでいる。

本市の生活区域や産業地域は、旧豊岡市地区が中心となっており、離れた山間地の集落では人口減少と高齢化がすすみ、保健や医療、道路交通網整備など生活基盤の充実が求められている。また、観光資源としては、城崎温泉やシルク温泉などの温泉地、旧出石町地区の城下町、神鍋高原のスキー場などがあり、これらを結ぶ交通網の整備も望まれているところである。

本市は、新市の将来像「未来創造 - 豊かな自然と文化を活かしたやすらぎのまち -」をキャッチフレーズに、合併した1市5町に広がる豊かな自然と多様な文化をかけがえのない宝物として活用し、未来に向けてみんなが笑顔で暮らせるやすらぎのまちをめざすとともに、それぞれのまちの個性をネットワーク化することで、より魅力的なまちを未来に向けて創造していくことを目指している。

その中で、豊岡市では新市全体を 生活交流ゾーン 高原体験ゾーン 海の恵み体験ゾーン

自然ふれあいゾーン の4つにゾーニングし、それぞれのまちを地域の特色により6つの拠点を設定している。具体的には、旧豊岡市地区を中心とした商工集積区域を 賑わいの発信拠点、旧城崎町地区を 観光の交流拠点、旧竹野町地区を 海の交流拠点、旧日高町地区を もてなしの交流拠点、旧出石町地区を 歴史と文化の交流拠点、旧但東町地区は 緑と福祉の交流拠点として位置付けている。これらにより、「地域の特性を活かした産業を創造したまちづくり」、「人・物・歴史を活かした産業を創造したまちづくり」、「交流を基盤とした快適で活力あるまちづくり」を基本方針としたまちづくりに取り組んでいる。

特に新市の 生活交流ゾーン 高原体験ゾーン 区域となる旧日高町地区は、南北に伸びる国道312号、東西に伸びる国道482号の主要国道が通じているほか、コウノトリ但馬空港や県立但馬ドームの立地、蘇武トンネルの開通により、新市の南の玄関口のみならず、但馬地域の拠点として重要な位置にある。また、当地区は もてなしの交流拠点 として、西日本有数のスキー場である神鍋高原を中心としたスポーツ・レクリエーション活動のほか、棚田交流や花の栽培なども盛んに行われており、花いっぱい運動など生活に密着した活動を行い、例年約90万人の人々が当地域を訪れているところである。

さらに、全国から多数のランナーが集まる「神鍋高原マラソン」、交流活動を側面から支援する「森林ボランティア」、棚田の保全活動を行う「棚田交流人」、約2万年前の神鍋火山群の噴火による溶岩流をPRしていく「溶岩流まつり」等の事業、イベントとともに、この地域をくもてなしの交流拠点として都市と農村との交流を重点的に促進し、地域の活性化を図っていくことを目指している。

この地域再生計画では、これらの基本方針に沿い、道整備交付金により交流拠点を結ぶ新しいネットワークをつくり、様々な交流事業とともに、さらなる交流の促進を図り、豊かな地域資源を生かした観光、農林水産業、商業の振興、新産業の創造、雇用の確保を図ることを目指している。豊岡市は、新市の将来像を「未来創造 豊かな自然と文化を活かしたやすらぎのまち」としており、市の西南に位置する旧日高町地域での取り組みを他の地域へも波及させ、市域全体へと拡大していきたい。

目標1 高速道路、空港、鉄道等との連絡網の形成および生活基盤の形成

(1) 既成市街地と空港とのアクセス改善

(所要時間約20分 約10分)

(2) 市内観光ネットワークの形成と道路交通時間短縮

(国道の整備により、神鍋高原 出石所要時間約 50 分 約 40 分)

(3) 自歩道設置による安心安全な交通確保

(国道自歩道設置の設置延長 国道 1.7 km)

目標 2 農山村地域周辺の路網整備による森林整備の推進および農山村地域の活性化

(整備の必要な森林への到達経路を改善するにより、森林整備の推進を図る)

(農山村地域どうしを連携させ、相互に活性化を図る)

目標 3 交流・観光業の振興により交流人口の増加

(年間の交流者 90 万人 100 万人)

5 目標を達成するために行う事業

(5 - 1) 全体の概要

北近畿豊岡自動車道の整備に併せて、空港と高速道路、空港と国道 3 1 2 号線のアクセス交通網を整備し、鉄道や市街地との結節機能も充実強化させ、アクセス改善を目指す。

また、合併した 1 市 5 町のそれぞれのまちの個性をネットワーク化することで、新市に広がる豊かな自然と多様な文化を活かしたより魅力的なまちを未来に向けて創造していくために、地域間のネットワークの強化を目指すとともに、長寿社会に対応したバスなどの公共交通や日々の暮らしを支える生活道路の整備を進め、安心安全な交通路を確保するため、自歩道を整備するなどすべての人に優しい地域づくりを行っていく。

特に、豊岡市日高町では、スキー場や温泉地、キャンプ場等の観光資源が広がっていることから、毎年多数の観光客が訪れている反面、山間地には高齢化が進みつつある集落が点在していることから、このような観光資源を有効に活用し、周辺地域を もてなしの交流拠点 として位置づけることにより、山間地に点在する集落を連絡する道路網を整備し、訪れる人々との気持ちのいい交流が図れるようまちづくりを進めていく。

このため、河江地区と頃垣地区を結ぶ林道と併せて市道山宮河江線の拡幅改良を実施するとともに、田ノ口地区と栃本地区を結ぶ林道田ノ口栃本線の舗装を行う。

また、地域相互の連絡を安全かつ円滑にするものである。

(5 - 2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

〔施設の種類（事業区域） 実施主体〕

- ・市道（豊岡市） 豊岡市（道路法の規定による市道認定済み）
- ・林道（豊岡市） 豊岡市（地域森林計画に定める林道に記載し林道台帳に搭載済み）

〔事業期間〕

- ・市道（平成 18 ～ 20 年度） 林道（平成 17 ～ 18 年度）

〔整備量及び事業費〕

- ・市道 0.26 km、林道 2.92 km
- ・総事業費 97,000 千円
 - 市道 40,000 千円（うち交付金 20,000 千円）
 - 林道 57,000 千円（うち交付金 19,000 千円）

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、山林、農地、溶岩流などの地域資源を活用した豊かな地域資源を活かした住民参加の地域づくりにより、交流を深めます。

神鍋高原マラソン：約 70 万年から 2 万年前に噴火した火山群により誕生した神鍋高原では、年中楽しめる四季型リゾートとして京阪神を中心に多くの交流人が訪れている。8 月最終日曜日には神鍋高原マラソン全国大会が開催され、全国各地から約 5,000 名のランナーが集まり、市民ボランティアは 1,000 名を越えている。

森林ボランティア：緑の少年団は、西気小学校及び清滝小学校全児童 160 人が団員となり、森や緑に関する学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプ等のレクリエーション活動を通じて心豊かな人間を育てることを目的に結成された。

具体的な活動としては、広葉樹の植樹や地域の貴重な巨樹（桜）の保存活動、スキーシーズン後の神鍋山のクリーン作戦、全国から健脚が集う神鍋高原マラソン全国大会での参加者への花苗のプレゼントを行っている。

棚田交流人：棚田を保全するため、意欲のある人を「棚田交流人」として募集し、維持保全活動を行っている。平成 12 年度から毎年延べ 6 集落で交流会を開催し延べ 300 名の交

流があった。平成 17 年度も 6 月に計画している。

交流は除草や棚田の枯れ草焼き、夜は民家やお宮で懇談する。実施した集落では棚田がよみがえり、小豆、イモ、蕎麦などを植え、収穫を楽しんでいる。

都市と農村交流では特別栽培米《土香り》を通じ、コープ神戸と交流が始まり、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを進めている。

溶岩流まつり：約 2 万年前の神鍋火山群の噴火によって形成された稲葉川の溶岩流を広く PR するとともに、地元の資源を多くの人に知ってもらい、大切にしてもらおうと、清滝地区のみなさんが実行委員会を組織して取組まれているもので、溶岩流スタンプラリー、餅まき、地元小中学生や保育園の出演、特産品のバザーなど地元で精一杯の祭りを演出している。今年で 4 回目を迎え、本年は 4 月 29 日（金）に実施し、約 1,800 人が訪れた。

6 計画期間

平成 17 年度～20 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、この計画期間終了後に本市が必要な調査を個別に行い、現状を把握し目的の達成状況の評価、またその時点での改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し